

新 旧 対 照 表

改 正 後	現 行	備考																																																						
<p>交通誘導警備員の積算の取扱いについて</p> <p style="text-align: center;">〔平成12年10月2日設計第985号 設計課長から各支庁農業振興部長あて〕</p> <p style="text-align: center;">一部改正 平成30年12月27日事調第906号</p>	<p>交通誘導警備員の積算の取扱いについて</p> <p style="text-align: center;">〔平成12年10月2日設計第985号 設計課長から各支庁農業振興部長あて〕</p> <p style="text-align: center;">一部改正 平成28年9月23日事調第623号</p>																																																							
<p>1 交通誘導警備員の計上方法</p> <p>(1) 【 略 】</p> <p>(2) 職種は、「交通誘導警備員A」及び「交通誘導警備員B」の労務単価を適用する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">交通誘導警備員A</td> <td>警備業者の警備員（警備業法第2条第4項に規定する警備員をいう。）で、交通誘導警備業務（警備員等の検定等に関する規則第1条第4号に規定する交通誘導警備業務をいう。）に従事する交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員</td> </tr> <tr> <td>交通誘導警備員B</td> <td>警備業者の警備員で交通誘導警備員A以外の交通の誘導に従事するもの</td> </tr> </table> <p>(3) 【 略 】</p> <p>2 交通誘導警備員が必要な工事</p> <p>(1) 【 略 】</p> <p>(2) 【 略 】</p> <p>(3) 【 略 】</p> <p>(4) 【 略 】</p> <p>3 交通誘導警備員の配置の考え方</p> <p>(1) 【 略 】</p> <p>(2) 【 略 】</p> <p>(3) 検定合格警備員の配置</p> <p>ア 市街地又は公安委員会が認定する検定合格警備員の配置を必要とする路線には、交通誘導警備員A（交通誘導警備業務に係る1級又は2級検定合格者）を配置すること。</p> <p>イ <u>アの路線において複数の配置が必要な場合は、交通誘導を行う場所ごとに交通誘導警備員Aを1人以上配置する。</u></p> <p>なお、「交通誘導を行う場所」とは、交通誘導警備員Aが、他の交通誘導警備員Bの指揮・監督ができる範囲をいう。</p> <p>4 交通誘導警備員の積算方法</p> <p><u>当該工事の制約条件を勘案した交通規制パターン等による1日当たりの交通誘導警備員の配置人員をもとに、工事期間内で配置される人数を計上する。</u></p> <p><u>なお、休憩・休息时间についても交通誘導を行う場合には、交替要員も交通誘導警備員の人数に含めて計上する。</u></p> <p><u>また、夜間勤務や2交替制勤務等を行う場合は、労務費の補正を行うこととし、これによりがたい場合は別途考慮する。</u></p> <p><u>交通誘導警備員の算定図（参考）</u></p> <p style="text-align: center;">8:00～ ～17:00</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">交通誘導警備員A 1名</td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%; text-align: center;">休憩</td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> </tr> <tr> <td>交通誘導警備員B 1名</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">休憩</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>交通誘導警備員C 1名</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">休憩</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>交通誘導警備員D 1名</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">休憩</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>交替要員 1名</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">休憩</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;"><u>交通誘導警備員4人+交替要員1名=5.0人/日</u></p>	交通誘導警備員A	警備業者の警備員（警備業法第2条第4項に規定する警備員をいう。）で、交通誘導警備業務（警備員等の検定等に関する規則第1条第4号に規定する交通誘導警備業務をいう。）に従事する交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員	交通誘導警備員B	警備業者の警備員で交通誘導警備員A以外の交通の誘導に従事するもの	交通誘導警備員A 1名		休憩						交通誘導警備員B 1名			休憩					交通誘導警備員C 1名				休憩				交通誘導警備員D 1名					休憩			交替要員 1名				休憩				<p>1 交通誘導警備員の計上方法</p> <p>(1) 【 略 】</p> <p>(2) 職種は、「交通誘導警備員A」及び「交通誘導警備員B」の労務単価を適用する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">交通誘導警備員A</td> <td>警備業者の警備員（警備業法第2条第4項に規定する警備員をいう。）で、交通誘導業務（警備員等の検定等に関する規則第1条第4号に規定する交通誘導警備業務をいう。）に従事する交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員</td> </tr> <tr> <td>交通誘導警備員B</td> <td>警備業者の警備員で交通誘導警備員A以外の交通の誘導に従事するもの</td> </tr> </table> <p>(3) 【 略 】</p> <p>2 交通誘導警備員が必要な工事</p> <p>(1) 【 略 】</p> <p>(2) 【 略 】</p> <p>(3) 【 略 】</p> <p>(4) 【 略 】</p> <p>3 交通誘導警備員の配置の考え方</p> <p>(1) 【 略 】</p> <p>(2) 【 略 】</p> <p>(3) 検定合格警備員の配置</p> <p>ア 市街地又は公安委員会が認定する検定合格警備員の配置を必要とする路線には、交通誘導警備員A（交通誘導警備業務に係る1級又は2級検定合格者）を配置すること。</p> <p>イ <u>交通誘導を行う場所ごとに、交通誘導警備員Aを1人以上配置する。</u></p> <p>なお、「交通誘導を行う場所」とは、交通誘導警備員Aが、他の交通誘導警備員Bの指揮・監督ができる範囲をいう。</p> <p>4 交通誘導警備員の積算方法</p> <p><u>交通誘導警備員の積算は、次による。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">現 場 条 件</th> <th style="text-align: center;">計 算 式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"> <u>昼間勤務（8:00～17:00）</u> <u>実働8時間（交替要員なし）</u> </td> <td style="text-align: center;"><u>A×必要日数×N</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"> <u>昼間勤務（8:00～17:00）</u> <u>実働9時間（交替要員あり）</u> </td> <td style="text-align: center;"><u>(A×1.2)×必要日数×N</u></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;"><u>ここに、A=交通誘導警備員の単価、N=配置人員とする。</u></p> <p><u>「交替要員あり」は、休憩、休息时间についても交通誘導を行う場合に適用する。それ以外は、「交替要員なし」を適用する。</u></p> <p><u>交通誘導警備員の割増は単価表で行い、施工数量は交替要員を除いた数量（必要日数×N）とする。</u></p>	交通誘導警備員A	警備業者の警備員（警備業法第2条第4項に規定する警備員をいう。）で、交通誘導業務（警備員等の検定等に関する規則第1条第4号に規定する交通誘導警備業務をいう。）に従事する交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員	交通誘導警備員B	警備業者の警備員で交通誘導警備員A以外の交通の誘導に従事するもの	現 場 条 件	計 算 式	<u>昼間勤務（8:00～17:00）</u> <u>実働8時間（交替要員なし）</u>	<u>A×必要日数×N</u>	<u>昼間勤務（8:00～17:00）</u> <u>実働9時間（交替要員あり）</u>	<u>(A×1.2)×必要日数×N</u>	<p>字句の修正</p> <p>字句の修正</p> <p>字句の追加</p> <p>全面改正</p>
交通誘導警備員A	警備業者の警備員（警備業法第2条第4項に規定する警備員をいう。）で、交通誘導警備業務（警備員等の検定等に関する規則第1条第4号に規定する交通誘導警備業務をいう。）に従事する交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員																																																							
交通誘導警備員B	警備業者の警備員で交通誘導警備員A以外の交通の誘導に従事するもの																																																							
交通誘導警備員A 1名		休憩																																																						
交通誘導警備員B 1名			休憩																																																					
交通誘導警備員C 1名				休憩																																																				
交通誘導警備員D 1名					休憩																																																			
交替要員 1名				休憩																																																				
交通誘導警備員A	警備業者の警備員（警備業法第2条第4項に規定する警備員をいう。）で、交通誘導業務（警備員等の検定等に関する規則第1条第4号に規定する交通誘導警備業務をいう。）に従事する交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員																																																							
交通誘導警備員B	警備業者の警備員で交通誘導警備員A以外の交通の誘導に従事するもの																																																							
現 場 条 件	計 算 式																																																							
<u>昼間勤務（8:00～17:00）</u> <u>実働8時間（交替要員なし）</u>	<u>A×必要日数×N</u>																																																							
<u>昼間勤務（8:00～17:00）</u> <u>実働9時間（交替要員あり）</u>	<u>(A×1.2)×必要日数×N</u>																																																							

